

台風第十八号及び台風第十五号の被害に係る対策の実施について(申し入れ)(案)

平成二十七年十月二十日
自由民主党
農林水産戦略調査会
農林水産災害対策ワーキングチーム
農林部会

台風十五号、台風十八号は、関係地域に甚大な被害をもたらし、農林水産業に重大な影響を及ぼした。今後、我が国の農林水産業の基盤を維持し、被災した農林漁業者の経営存続の意欲を確かなものにするため、政府においては、必要な財源を確保した上で、左記の事項をはじめ的確な対策を早急に実施することを強く申し入れる。

記

(既存事業による対応)

一 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係、漁港施設の被害に対して、査定前着工制度を活用するなど、災害復旧事業等による復旧を促進すること(農林水産省)

二 農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険において、被害の早期査定と共済金、保険金の早期支払いを行うこと(農林水産省)

(台風十八号関係)

三 災害関連資金の無利子化を行うこと(農林水産省)

四 農業用ハウス・農業機械等の取得・修繕に対して、今回の災害の特例として、助成を行うこと(農林水産省)

五 水田活用の直接支払交付金において、今般の被災によつて減収が発生した飼料用米について、特例として十アール当たり五万五千円を交付した上で、十アール当たり八万円を交付しうる生もみ(飼料用)での活用等他の形態での利用を図ること(農林水産省)

六 収穫後、保管していた米が被害にあった農家に対して、今回の災害の特例として、営農が継続できるように助成を行うこと

なお、今後においては、収穫後の米については、民間の保険等を活用し災害に対応するように広く周知すること（農林水産省）

七 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）及び養豚経営安定対策事業の生産者積立金の納付免除等を行うこと（農林水産省）

（台風十五号関係）

八 農業経営の改善に必要な施設の導入等に対して、今回の災害の特例として、助成を行うこと（農林水産省）

九 倒木・枝折れ被害を受けた果樹農家が改植を行う場合の助成を行うこと（農林水産省）

十 台風十八号関係の四、六及び台風十五号関係の八については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、今回の災害の特例として国が行う対策に応じ、特別交付税で適切に対応すること（総務省）

以上